

林内路網整備事業実施要領

令和2年3月31日付け森第1784号

最終改正 令和4年10月17日付け森第633号

林内路網整備事業の実施については、林内路網整備事業補助金交付要綱（令和2年3月30日付け森第1782号。以下「要綱」という。）に定めるもののほかこの要領によるものとする。

第1 事業の趣旨

1 事業種目①～④（要綱別表1に定める）

森林資源が充実したエリアにおいて、効率的な原木生産に必要な林業専用道と森林作業道のネットワークを整備し、原木生産と再生林の低コスト化を図ることを目的に、森林作業道の開設や林業専用道等に付随する作業ヤード等の設置に要する経費を支援する。

2 事業種目⑤

中型トラック（4 t程度）が走行できる中規格森林作業道の開設による生産性の向上について検証することを目的に、その開設に要する経費を支援する。

第2 採択基準

1 共通事項

原則として、森林作業道開設の実施年度に主伐を実施するものとする。ただし、主伐を効率的に実施するために必要な場合は、主伐に2年先行して森林作業道開設を実施することができるものとする。

事業種目ごとの採択基準は以下のとおりとする。

2 事業種目①～③及び⑤

- ・市町村、市町村の委託又は出資を受けた団体（以下「市町村等」という）が直営又は費用負担により、林業専用道等を新たに開設・延伸又は既設道の機能強化をする場合に、それに接続する森林作業道の開設、付随する作業ヤード又は排水施設の整備を補助対象とする。
- ・機能強化とは、重機を用いて補強、改良を行う工事とする。

3 個別事項

①森林作業道の開設

- ・第11に定める規格を有すること
- ②作業ヤード整備
 - ・原木の仕分けを目的とした土場として、1か所当たり400m²以上の広さを有すること
- ③排水施設整備
 - ・林業専用道等の排水施設とし、排水又は濁水の流出防止を目的として横断溝、流末処理施設、沈砂池等を整備するもの
- ④森林作業道開設（市町村協調支援）
 - ・県の補助を受けようとする森林作業道であって、当該森林作業道について市町村が森林作業道の開設1mあたり1,000円以上を補助すること
 - ・第11に定める規格を有すること
- ⑤中規格森林作業道（モデル路線）の開設
 - ・第11に定める規格を有すること
 - ・路線開設後、速やかに原木生産、出荷を開始し、各工程の基礎データ（原木生産量、運搬距離及び時間等）及び要した経費を林業普及員へ提出すること

第3 事業計画等

1 事業計画書の作成

事業主体は、林内路網整備事業実施計画書（様式1）（以下「実施計画書」という。）を作成し、農林水産部長に提出するものとする。

2 事業計画書の変更

事業主体は、既に提出した実施計画書が要綱別表1の重要な変更該当する場合は、林内路網整備事業変更実施計画書を作成し、農林水産部長に提出するものとする。

第4 割当内示

農林水産部長は、事業主体に対して補助金の割当内示を行うものとする（様式2）。

第5 補助金の算出

1 事業種目①、④及び⑤

補助金額は、施工場所毎の開設延長に補助単価を乗じて求める。なお、開設延長はm止めとし、1m未満は切り捨てる。

2 事業種目②及び③

補助金額は、施工場所毎の箇所数に補助単価を乗じて求める。

第6 補助対象経費

補助対象経費は要綱別表1の事業種目欄にかかる工事費及び事業主体が事業を実施する上で必要な活動費とする。

工事費は、島根県森林作業道開設要領に準じるものとし、活動費については別表1に掲げる経費とする。

第7 交付決定

要綱第3条の規定に基づく補助金交付申請があり、適当と認めたときは、様式3により交付決定をするものとする。

第8 交付決定の変更

要綱第4条の規定に基づく変更承認申請があり、適当と認めたときは、様式4により交付決定の変更をするものとする。

第9 交付決定前の着手

補助事業の着手は、原則として第7の規定に基づく交付決定を受けてから行うものとするが、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業主体は様式5を知事に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

- 1 要綱第5条の規定に基づく実績報告書が隠岐支庁長、各農林水産振興センター所長又は各農林水産振興センター地域事務所長（以下「所長等」という）に提出されたとき、所長等は検査を行い、実績報告書に検査調書を添えて農林水産部長に送付するものとする。
- 2 知事は、前項の結果適当と認められる場合は、様式6により額の確定を行うものとする。

第11 規格構造

1 事業種目①及び④

森林作業道の開設にあたっては、現地の地形（傾斜）や導入する機械（作

業システム)にあわせて、最適な集材距離(路網密度)となるよう線形を計画する。

また、不適切な路網の開設は、林地の浸食・崩壊の原因を招く恐れがあるため、路面に集まる雨水の分散排水に努め、切り取り法高はできるだけ低くし、伐開幅、道幅についても通行及び作業の支障のない範囲で必要最小限とする。

(1) 伐開幅

3 m程度を目安とし、幅員に応じた必要最小限度の伐開幅とする。

(2) 幅員

2～3 mとする。

(3) 縦断勾配

木材搬出のための車両等が安全に通行可能なものとする。

(4) 曲線半径

木材搬出のための車両等が安全に通行可能なものとする。

(5) 切取法面

法切は、雨水が法面を叩かないよう垂直切りを原則とし、法高は1.5 m程度を限度とする。

局所的に1.5 mを超えざるを得ない場合の切土法面勾配は土砂の場合6分、岩石の場合は3分を標準とする。

(6) 盛土法面

バケット背面及びカタピラ(無限軌道)で十分に転圧し、整形する。盛土勾配は、現地の状況、工法に応じた盛土が安定する勾配とする。

(7) 排水施設

排水施設は、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり等を考慮して、適切な間隔で設置する。

排水溝を設置する場合は、維持管理を考慮し、原則として開渠とし、暗渠(ヒューム管等)を設置する場合は、管径は流量を考慮して決定するものとする。

ゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行車両の重量や足回りを考慮する。

側溝は、湧水箇所等に限定し、素掘を原則とする。

(8) 工作物

工作物は、現地で調達できる間伐材や根株、転石を積極的に利用する。

(9) その他

その他定めのないものについては、林業普及員に協議する。

2 事業種目⑤

中規格森林作業道の開設については、別表2のとおりとする。

第12 作業道開設の調査・測量・設計

(1) 予備調査

地形図(1/5,000)、空中写真等を利用し、路線のより有効な計画線を検討する。

森林の所有界、所有者を調査し、道路敷への土地提供の可否を検討し、関係者の承諾を得る。

保安林、自然公園、河川などの関係法令に基づく制限地内にかかる場合は、事前に関係機関と十分協議を行い必要な手続きを行うものとする。

(2) 踏査

図上調査に基づいて、現地の地形、地質等を踏査し、適切な線形とする。

(3) 延長測量

延長測量(出来高)は、路線中心線上をポケットコンパス等により測量し、測点間距離は最大で20mを限度とし、路線の変化点、地形の変化点等に測点を設けるものとする。

(4) 設計図書(出来高設計図書)

実測図(平面図)、施工前後(起点、終点等)の写真、使用重機(作業中)の写真を路線毎に作成し、事業実績報告書に添付する。なお、横断工、丸太組工、その他工作物を設置した場合は、実測図(平面図)に設置箇所を記入する。

事業実績報告書のうち設計図書については、所轄の隠岐支庁、各農林水産振興センター(同センター地域事務所を含む)で保管し、検査に用いるものとする。

第13 周辺環境への配慮

作設工事中及び森林施業の実施中に、公道や溪流への土砂流出や、土石が周辺に転落しないよう、沈砂池、防護柵等の必要な対策を講じなければならない。

また、事業実施中に希少な野生生物の生息・生息情報を知ったときは、必

要な対策を検討する。

第14 伐採完了の報告

事業主体は、森林作業道開設後、計画する伐採が完了したときは、その日から起算して1ヶ月を経過した日までに様式7を作成し、農林水産部長に提出するものとする。

第15 書類の提出

この要領に基づき事業主体が提出する書類は、施工地を所管する所長等を経由して提出するものとする。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月17日から施行する。

別表1 活動費の対象経費

区 分	内 容
技術者給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者の労賃
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助員等の賃金）ただし、賃金支弁者にかかる社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使用料及び賃貸料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

別表2 中規格森林作業道の規格構造

区 分	内 容														
設計車両	中型トラック（4 t程度）とする。														
車道幅員	車両の通行の安全性を確保する上で 2.8mは最低限必要とする。														
路 肩	側方余裕幅を 0.30mとすることを基本とし、車両の走行上の安全性の確保その他必要がある場合は、現地条件に応じた必要な幅に拡幅することができる。														
路 面	路面は砂利道とし、構造は「路盤工」として交通過重に対応する支持力を有するものとする。														
縦断勾配	車両の安心・安全な通行を確保し路面侵食等を防止するため、できる限り緩勾配（原則7%以下）とする。														
曲線半径	<p>現地の状況を踏まえ、車両の安心・安全な通行を確保するために必要な設定とする。</p> <p>また、曲線半径に応じ、車道を拡幅するものとする。</p> <p>拡幅は、線形の連続性を確保しつつ地形の状況等に応じて、内側拡幅、外側拡幅、両側拡幅により、最も土工量等の縮減可能な方法を用いるものとする。</p> <p>（参考）各設定値の目安は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="632 1451 1161 1798"> <thead> <tr> <th>曲線半径 (m)</th> <th>拡幅量 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以上 未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12～13</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>13～15</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>15～19</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>19～25</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>25～38</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table>	曲線半径 (m)	拡幅量 (m)	以上 未満		12～13	1.25	13～15	1.00	15～19	0.75	19～25	0.50	25～38	0.25
曲線半径 (m)	拡幅量 (m)														
以上 未満															
12～13	1.25														
13～15	1.00														
15～19	0.75														
19～25	0.50														
25～38	0.25														
切 土	<p>切土高は、極力抑えることとする。</p> <p>切土のり面の勾配は、土質条件等により判断するものとし、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達が遅い岩石の場合は3分を標準とする。</p>														

<p>盛 土</p>	<p>盛土高は極力抑えるものとし、盛土基礎地盤の表面のかき起こしや段切りを設けるなどにより安定を図るものとする。</p> <p>盛土のり面の勾配は、盛土基礎地盤、盛土材料等より判断するものとし、1割2分を標準とする。</p> <p>盛土は、水平方向に複数層に分割し、1層当たりの仕上がり厚が30cm程度以下になるように十分に締め固めて行うものとする</p>
<p>排水施設</p>	<p>路面水の排水は、波形勾配による分散処理を基本とし、当該路面水の流下状況等に応じて、土構造（凹凸）や簡易な資材による横断排水工を設置して行うものとする。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>その他定めのないものについては、林業普及員に協議する。</p>

様式 1

番 号
令和 年 月 日

島根県農林水産部長 様

申請者

住所

団体名及び代表者名

令和 年度 林内路網整備事業（変更）実施計画
林内路網整備事業実施要領第 3 の規定に基づき、別添のとおり提出します。

令和 年度 林内路網整備事業（変更）実施計画書

1 森林作業道の開設

番号	施工場所	延長(m)	事業費 (円)	経費内訳(円)		主伐の 予定面積	主伐の 開始時期	接続道	
				補助金	その他			接続位置	開設等内容
1									
2									
計									

路網位置図（1/50,000）、路線図・伐採計画図（1/5,000）添付

2 作業ヤード、排水施設整備

番号	施工場所	作業ヤード 排水施設	箇所数	事業費 (円)	経費内訳(円)	
					補助金	その他
1						
2						
計						

路網位置図（1/50,000）、施設整備を行う箇所を明示した路線図・伐採計画図（1/5,000）添付

3 森林作業道の開設（市町村協調支援）

番号	施工場所	延長(m)	事業費 (円)	経費内訳(円)			主伐の 予定面積	主伐の 開始時期
				県補助金	市町村補助金	その他		
1								
2								
計								

路網位置図（1/50,000）、路線図・伐採計画図（1/5,000）添付

4 中規格森林作業道（モデル路線）の開設

番号	施工場所	延長(m)	事業費 (円)	経費内訳(円)		主伐の 予定面積	主伐の 開始時期	接続道	
				補助金	その他			接続位置	開設等内容
1									
2									
計									

路網位置図（1/50,000）、路線図・伐採計画図（1/5,000）添付

注意 1、2、3の各表：第3の2の変更の場合は、上段変更前（ ）書き、下段変更後裸書きの2段書きとすること

様式 2

番 号
令和 年 月 日

事業主体 様

島根県農林水産部長

令和 年度 林内路網整備事業補助金の（変更）割当内示について
このことについて、県補助金を下記のとおり（変更）割当内示します。

なお、補助金交付申請書（変更承認申請書）の提出期限は、令和 年 月 日
とします。

記

1 森林作業道の開設

番号	施工場所	延長(m)	事業費(円)	補助金(円)
1				
2				
計				

2 作業ヤード、排水施設整備

番号	施工場所	作業ヤード 排水施設	箇所数	事業費(円)	補助金(円)
1					
2					
計					

3 森林作業道の開設（市町村協調支援）

番号	施工場所	延長(m)	事業費(円)	補助金(円)
1				
2				
計				

4 中規格森林作業道（モデル路線）の開設

番号	施工場所	延長(m)	事業費(円)	補助金(円)
1				
2				
計				

注意：要領第 7 による場合は、上段（ ）に前回内示額を、下段に今回内示額
を記載する。

様式 3

指令 第 号

事業主体名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度林内路網整備事業補助金については、下記のとおり交付を決定します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助金交付の対象となる事業内容及び補助事業に要する経費の配分並びに配分された経費の額に対する補助金の額は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度林内路網整備事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号）、林内路網整備事業補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 30 日付け森第 1 7 8 2 号。以下「県補助金交付要綱」という。）、その他関係通達に従わなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、管理者を定め、その実態を十分把握するように努め、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。管理者は、管理の方法を定め、その維持管理に努めなければならない。
- (5) 特段の理由無く林内路網整備事業実施計画に記載された主伐が実施されない場合は、補助金の返還をさせることがある。
- (6) 補助事業者は、補助事業により設置した施設を補助金交付の翌年度から起算して 5 年以内に知事の承認を受けずに転用し、又は用途変更してはならない。ただし、天災地変その他止を得ない事由のため、あらかじめ知事の承認を受けることができなかった場合は、転用又は用途変更後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。知事の承認を受けて転用又は用途変更を行った場合は、施設の全部が転用もしくは用途変更又は補助目的が達成できないこととなった場合は全額を、施設の一部が転用もしくは用途変更又は補助目的が達成できないこととなった場合は一部を当該施設等の設置に要した補助金を県に返還しなければならない。

様式4

指令 第 号

事業主体名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度林内路網整備事業補助金の変更については、申請のとおりこれを承認したので、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定の記の一部を下記のとおり変更します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 交付条件
 - (1) 変更の対象となった事業の内容は、当該変更申請書記載のとおりとし、その他については、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定書のとおりとする。
 - (2) 補助金交付の対象となる事業の内容及び補助事業に要する経費の配分並びにこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、変更申請書記載のとおりとする。

様式 5

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

申請者
住所
団体名及び代表者名

令和 年度 林内路網整備事業交付決定前着手届

林内路網整備事業実施要領第9の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり着手したいので提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 着手予定年月日
- 3 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって、実施した施設に損失等を生じた場合は、これらの損失は事業主体が負担すること
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達していない場合においても異議を申し立てないこと
- 3 着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと

様式 6

指令 第 号

事業主体名

令和 年度林内路網整備事業補助金については、下記のとおり確定します。

なお、精算額 円を交付します。

令和 年 月 日

島根県知事

記

確定額 金 円

様式 7

番 号
令和 年 月 日

島根県農林水産部長 様

申請者
住所
団体名及び代表者名

林内路網整備事業に係る伐採完了報告について

林内路網整備事業実施要領第 14 の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

番号	事業年度	交付決定番号 (最終)	事業種目	施工場所	延長 (m)	精算額 (千円)	補助金 (千円)	伐採期間	伐採 面積(ha)	原木生 産 実績 (m3)
例	R 0 繰	森第 000 号の 2	①		500	2,200	1,000	R4.00.00~R4.00.00	0.0	000
1										

路線図・伐採区域図 (1/5, 000)、伐採後の区域写真添付